

訴えの提起について

損害賠償金等の支払に係る求償に関する訴えを提起する。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

福岡高等裁判所令和3年（ネ）第574号損害賠償請求等控訴事件（以下「先行事件」という。）の確定判決により本市と連帯して損害賠償金等の支払を命じられた者（3人）

2 訴えの趣旨

相手方に対し、先行事件の被控訴人らに対して支払った損害賠償金49,962,362円及び遅延損害金9,863,624円（以下「損害賠償金等」という。）の全額等を求償する。

3 訴えの概要

平成29年6月25日、本市が管理する県道145号線（瀬田熊本線）沿いの私有地の樹木が道路内に倒れ、通行中の車両を直撃して運転者が死亡する事故が発生し、これに係る損害賠償に関する訴訟の控訴審である先行事件の判決により、本市及び相手方は、先行事件の被控訴人らに対し連帯して損害賠償金等を支払うことを命じられ、当該判決は確定した。

本市は、当該判決に基づき、先行事件の被控訴人らからの請求に応じて当該損害賠償金等の全額を支払った。

本件事故の原因は、当該樹木の栽植又は支持に瑕疵があったことにあるため、本市は、当該樹木の管理責任を負っていた当該土地所有者の承継人である相手方に対し、本市が被控訴人らに支払った全額の求償に応じるよう求めたが、相手方がこれに応じない。

このため、熊本地方裁判所に対し、損害賠償金等の支払に係る求償及び当該求償

金に対する遅延損害金の請求に関する訴えを提起するものである。

4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

(提出理由)

損害賠償金等の支払に係る求償に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。